



# 第53回 定時株主総会 招集ご通知

日時

令和3年1月27日（水曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時）

場所

栃木県小山市神鳥谷202  
小山グランドホテル2階会議室

## 当日ご出席いただけない場合

郵送又はインターネットにより議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。



郵送によるご行使  
議決権行使書をご返送

詳細は2ページをご参照ください。



インターネットによるご行使

詳細は3ページをご参照ください。

株式会社 ティビィシー・スキヤット

証券コード：3974

## ●ご来場自粛のお願い

新型コロナウイルス感染防止の観点から、同封の議決権行使書のご返送又はインターネットによる議決権の行使をご選択いただき、株主総会当日のご来場はお控えいただけますようお願いいたします。

## ●事前の議決権行使のお礼

本来ご来場をお願いするところ、今回特別に総会前日までに議決権を有効に行使いただいた株主の皆様は、QUOカードをお贈りさせていただきます。  
(令和3年3月中旬を目処に贈呈)

## 目次

第53回 定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
第1号議案 取締役6名選任の件	
第2号議案 会計監査人選任の件	

## 添付書類

事業報告	11
連結計算書類・計算書類	26
監査報告書	32

## 株 主 各 位

栃木県小山市城東一丁目6番33号  
株式会社ティビィシー・スキャット  
代表取締役社長 安田茂幸

### 第53回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第53回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会につきましては、**新型コロナウイルスの感染拡大防止を最優先とした株主総会の開催**といたしたいと存じます。

株主の皆様には、**書面又はインターネットにより事前に議決権を行使いただき、株主総会開催当日の会場へのご来場を見合わせていただきますようお願い申し上げます。**

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙又はインターネット（スマートフォンによる行使）により議決権を行使することができますので、令和3年1月26日（火曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時：令和3年1月27日（水曜日）午前10時（午前9時受付開始）

2. 場 所：栃木県小山市神鳥谷202

**小山グランドホテル2階会議室**

3. 目的事項：

#### 報告事項

1. 第53期(令和元年11月1日から令和2年10月31日まで)事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第53期(令和元年11月1日から令和2年10月31日まで)計算書類の内容報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 取締役6名選任の件  
第2号議案 会計監査人選任の件

以 上

## お知らせ

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。  
また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 業務の適正を確保するための体制及び運用状況、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tbccat.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類、計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト (<https://www.tbccat.jp/>) に掲載いたします。

## 議決権行使方法についてのご案内



### 1. 株主総会にご出席いただく場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

なお、株主でない代理人及び同伴の方など、株主以外の方は会場にご入場いただけませんので、ご注意くださいようお願い申し上げます。



### 2. 郵送による議決権行使の場合

行使期限：令和3年1月26日（火曜日）午後5時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。



### 3. インターネットによる議決権行使の場合

行使期限：令和3年1月26日（火曜日）午後5時30分入力分まで

当社指定のウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、議案に対する賛否をご入力ください。

## 【インターネットによる議決権行使のご案内】

### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

#### 【議決権行使ウェブサイトURL】

<https://www.web54.net>

※バーコード読取機能付のスマートフォンを利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。

なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。  
(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)



### 2. 議決権のお取り扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、令和3年1月26日（火曜日）午後5時30分まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。  
インターネットによって複数回数、又はパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

### 3. パスワードのお取り扱いについて

- (1) パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報ですので、大切にお取り扱いください。
- (2) パスワードは一定回数間違えると利用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

## 【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせください。お願いしますよう、お願い申し上げます。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート

【専用ダイヤル】 ☎ 0120-652-031（午前9時～午後9時）

## 【議決権行使に関する事項以外のご照会】

証券会社に口座をお持ちの株主様

お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

証券会社に口座のない株主様  
(特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券事務センター  
☎ 0120-782-031（平日午前9時～午後5時）

## 新型コロナウイルス感染防止への対応について

本株主総会にご出席される株主の皆様におかれましては、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用等の感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。

体調不良と見受けられる方には、当社スタッフがお声掛けをして入場をお控えいただくことがございます。その他にも感染予防のための措置を講じておりますので、ご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

本年は、株主総会当日にお配りしておりましたお土産を取りやめさせていただきますので、予めご了承ください。

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 取締役6名選任の件

現在の取締役6名は本総会終結の時をもって全員が任期満了となります。  
つきましては、取締役6名の選任（5名再任）をお願いしたいと存じます。  
取締役候補者は、次のとおりであります。

#### 《参考》候補者一覧

候補者 番号	氏名	現在の地位及び担当	出席回数 /取締役会
1	再任 <small>ながしま ひでお</small> 長島 秀夫	代表取締役、副社長執行役員 スキヤットソリューション事業部事業部長	15回/15回
2	再任 <small>もり のぶみ</small> 森 信文	取締役、執行役員 経営管理本部本部長	15回/15回
3	再任 <small>あらかわ ひろし</small> 荒川 宏	取締役、執行役員 ビジネスサービス事業部事業部長	15回/15回
4	新任 <small>にし お</small> 西尾 忍	社外監査役	15回/15回
5	再任 <small>とみおか かずはる</small> 富岡 和治	社外取締役	15回/15回
6	再任 <small>いしかわ まさお</small> 石川 昌央	社外取締役	11回/11回

(注) 石川昌央氏は、前回の定時株主総会（令和2年1月29日開催）において新たに取締役に選任されましたので、取締役会の開催回数が異なります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び当社における地位及び担当		所有する 当社株式数
1	ながしま ひでお 長島 秀夫 (昭和36年12月22日)  【再任】	昭和63年 2月 平成14年 1月 平成26年 1月 令和 2年 1月 令和 2年11月	当社入社 当社取締役 当社取締役副社長 当社代表取締役（現任） 当社副社長執行役員（現任） スキヤットソリューション事業部事業部長 （現任）  重要な兼職の状況 V I D株式会社 取締役（連結子会社）	8,000株
	<p>取締役候補者とした理由</p> <p>長島秀夫氏は、当社の主力事業である美容サロン向けICT事業の要職を歴任し、大きく業績を向上させた実績を有しております。代表取締役として経営を牽引し、執行役員として事業遂行にリーダーシップを発揮し、企業価値向上を実現してまいりました。その経験と見識、実行力が今後も必要不可欠と考え、引き続き取締役候補者いたします。</p>			
2	もり のぶみ 森 信文 (昭和38年6月18日)  【再任】	平成12年 8月 平成31年 1月 令和 2年11月	当社入社 当社取締役 経営管理本部本部長（現任） 当社執行役員（現任）  重要な兼職の状況 なし	4,900株
	<p>取締役候補者とした理由</p> <p>森信文氏は、経営管理本部本部長として代表取締役を補佐し、総務・人事・経理・情報システムの各部門を統括し、企業価値向上の実現に尽力してまいりました。会社経営に関する経験と見識を有しており、当社経営に必要不可欠な人材として、引き続き取締役候補者いたします。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び当社における地位及び担当		所有する 当社株式数
3	あらかわ ひろし 荒川 宏 (昭和41年1月26日)  【再任】	昭和63年4月 平成28年1月 令和2年11月	当社入社 当社取締役、ビジネスサービス事業部事業部長 (現任) 当社執行役員 (現任)  重要な兼職の状況 なし	3,668株
	<p>取締役候補者とした理由</p> <p>荒川宏氏は、中小企業向けビジネスサービス事業において、経理・会計、事業継続等の豊富な経験を有し、執行役員として事業遂行にリーダーシップを発揮し、実績を上げております。その経験と見識、実行力が今後必要不可欠と考え、引き続き取締役候補者いたします。</p>			
4	にしお しのが 西尾 忍 (昭和51年2月15日)  【新任】	平成19年1月 平成27年11月 平成28年5月 平成28年7月 令和2年6月	監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人トーマツ) 入社 西尾公認会計士事務所 所長 (現任) 株式会社富士屋硝子店 会計参与 (現任) 当社監査役 (現任) 株式会社フジヤパートナーズ 代表取締役 (現任)  重要な兼職の状況 西尾公認会計士事務所 所長 株式会社フジヤパートナーズ 代表取締役	0株
	<p>取締役候補者とした理由</p> <p>西尾忍氏は、公認会計士・税理士として、会計・税務の専門家として豊富な経験・見識を活かし当社監査役として取締役の職務執行の監督・助言を行ってまいりました。その経験と見識を活かし経理財務担当の取締役として活躍いただけるものと判断し、取締役候補者いたします。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴及び当社における地位及び担当	所有する 当社株式数
5	<p style="text-align: center;">とみおか かずはる 富岡 和治 (昭和33年12月31日)</p> <p style="text-align: center;">【再任】 社外取締役 独立役員</p>	<p>昭和57年 4月 大和証券株式会社 (現 株式会社大和証券グループ本社) 入社</p> <p>昭和62年10月 会計士補 登録</p> <p>平成10年 4月 有限会社ディスクロージャー (現 株式会社ディスクロージャー) 代表取締役 (現任)</p> <p>平成16年 5月 株式会社ピクセン (現 株式会社バイオミメティクスシンパシーズ) 取締役 (現任)</p> <p>平成16年11月 YWT株式会社 取締役 (現任)</p> <p>平成19年 5月 P E &amp; H R 株式会社 監査役 (現任)</p> <p>平成27年 7月 株式会社森屋 監査役 (現任)</p> <p>平成30年 4月 株式会社BMS ホールディングス 取締役 (現任)</p> <p>平成31年 1月 株式会社横浜国際オークション 監査役 (現任)</p> <p>平成31年 1月 当社取締役 (現任)</p> <p>重要な兼職の状況 株式会社ディスクロージャー 代表取締役</p>	0株
<p>社外取締役候補者とした理由</p> <p>富岡和治氏は、長年にわたる証券業界及び企業経営者としての豊富な経験を通して培った経営や会計に関する高い知見を有し、社外取締役として業務執行取締役の監督・助言を行っております。その経験と見識が今後も必要不可欠と考え、引き続き社外取締役候補者といたします。なお、同氏は当社からの独立性を有しており、東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。</p>			

6	いしかわ まさお 石川 昌央 (昭和41年2月8日)  【再任】 社外取締役	昭和63年 4 月 株式会社TBC (当社前身) 入社 平成元年 4 月 学校法人TBC学院入社 平成14年 5 月 学校法人TBC学院 理事 (現任) 平成25年 4 月 学校法人TBC学院 副校長 (現任) 令和 2 年 1 月 当社取締役 (現任)	0株
	<p>社外取締役候補者とした理由</p> <p>石川昌央氏は、学校法人理事として長年にわたり専門学校経営に携わった経験を有しており、既に1年間当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいております。取締役会の意思決定に際して適切な指導をお願いできるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたします。</p>		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者の所有する当社株式数は、令和2年10月31日現在の状況を記載しております。
3. 富岡和治氏及び石川昌央氏は、社外取締役候補者であります。
4. 富岡和治氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって2年となります。石川昌央氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって1年となります。
5. 当社は、富岡和治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
6. 当社は、富岡和治氏及び石川昌央氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としており、富岡和治氏及び石川昌央氏の再任が承認された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。

## 第2号議案 会計監査人選任の件

会計監査人である太陽有限責任監査法人は、本株主総会終結の時をもって任期満了になり退任となりますので、会計監査人として新たにアーク有限責任監査法人の選任をお願いするものであります。なお、本議案は、監査役会の決定に基づき提出するものです。

### 1. 新たな会計監査人としてアーク有限責任監査法人を候補者とした理由

監査役会がアーク有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、現会計監査人の継続監査年数を考慮し、新たな視点での監査が期待できることに加え、同法人の独立性、品質管理体制等の監査体制について監査役会で定める会計監査人评价・選定基準に基づき検討を行い、適正と判断したためです。

### 2. 会計監査人候補者

会計監査人候補者は次のとおりであります。 (令和2年12月1日現在)

名称	アーク有限責任監査法人	
主たる事業所所在地	東京都新宿区西新宿1-23-3	
沿革	昭和50年4月 昭和50年4月 昭和57年8月 平成16年3月 平成28年1月  平成28年7月 令和元年7月 令和2年7月	近畿第一監査法人設立 聖橋監査法人設立 明治監査法人設立 アーク監査法人設立 明治監査法人とアーク監査法人が合併 明治アーク監査法人に名称変更 明治アーク監査法人と聖橋監査法人が合併 アーク有限責任監査法人に名称変更 アーク有限責任監査法人と近畿第一監査法人が合併
概要	資本金 構成人員    監査関与会社	50百万円 代表社員 6名 社員 30名 公認会計士 56名 公認会計士試験合格者 23名 その他 26名 合計 141名 98社

以上

## 事業報告

(令和元年11月1日から  
令和2年10月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度（令和元年11月1日から令和2年10月31日まで）におけるわが国の経済は、昨年10月の消費税増税からの反動による景況感の減退に加え、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大対応として、4月の緊急事態宣言により人の移動制限と営業自粛等が実施され、経済活動は長期間にわたってストップ状態となりました。

美容サロン向けICT事業では、主要市場の美容サロン業界が休業などにより収益が急激に悪化し、従業員の解雇や、撤退・廃業が続出しました。8月後半から一時持ち直してきましたが、感染第二波・三波と続き、今後の消費動向に再び大きな影響を及ぼしています。

中小企業向けビジネスサービス事業では、飲食業を中心に収益が悪化し、顧客の多くが雇用調整給付金・事業持続化給付金などの国の助成金でしのいでおります。

介護サービス事業では、徹底した感染対策により、有料老人ホームの高い入居率が維持できています。なお、通所サービス等は利用控えの傾向が出ておりますが、収益比重が小さいため殆ど影響がありません。

当社グループでは、新型コロナウイルス感染防止の観点から、健康管理と衛生消毒の徹底、三密を避けた業務遂行、人の移動の自粛や時差出勤等に取り組み、また、テレワークやWeb活用による非対面型サービスの提供などお客様への柔軟な対応に努めました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は2,462,247千円（前連結会計年度比11.0%の減少）、営業利益は129,382千円（同46.0%の減少）、経常利益は131,146千円（同45.6%の減少）、親会社株主に帰属する当期純利益は71,678千円（同55.2%の減少）となりました。

なお、セグメント別の業績の概要は以下のとおりです。

#### ① 美容サロン向けICT事業

美容サロン向けICT事業では、消費税増税特需の反動による受注減を見通しておりましたが、それをうまく乗り越え順調なスタートとなりました。しかしながら、3月度より続く新型コロナウイルス感染の拡大により、主力であるシステム販売（物販）は大きな影響を受けております。特に緊急事態宣言の影響により、4月から6月の大口案件の受注実績はゼロとなりま

した。8月中旬頃からは受注動向は回復してまいりましたが、10月後半からの感染第三波により、コロナ禍は今後も続くものと推測されます。Withコロナと向かい合いながらの営業活動となっております。

一方、課金型ストックビジネスは、楽天スーパーポイント連携の拡充、予約システムや「サロンアプリ」の契約件数の増加、保守契約等、コロナ禍の影響をあまり受けずに、コンテンツ収入が前年累計と比べ7.5%超の増加となりました。また、サロンとお客様のマッチングなどあらたなコンテンツアプリの投入などにより、さらに課金型ストックビジネスの強化を予定しております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は1,355,766千円（前連結会計年度比18.6%の減少）、セグメント利益（営業利益）は37,386千円（同74.9%の減少）となりました。

## ② 中小企業向けビジネスサービス事業

中小企業向けビジネスサービス事業では、消費税増税と新型コロナウイルス感染防止対応により地方の景気は悪化し、中小企業の収益に大きな影響を及ぼしています。

こうした中、地方銀行や信用金庫とのアライアンスビジネスの積極的な推進により、新規客獲得は増加しております。堅調であった、技能実習生の受け入れ業務を行っている組合向けビジネスサポートは、コロナ禍による海外からの移動がストップされ、収益は先延ばしとなり、人材紹介ビジネスは不振のため撤退となりました。

今後は、社内外とのアライアンスを積極的に進め、顧客数の増大を図っていきます。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は321,256千円（前連結会計年度比5.0%の減少）、セグメント利益（営業利益）は11,027千円（同38.1%の減少）となりました。

### ③ 介護サービス事業

介護サービス事業では、介護付き有料老人ホームを3施設（栃木県佐野市、群馬県館林市、長野県小諸市）、及び在宅支援事業（通所・短期入所・居宅支援・健康促進事業）を1施設（長野県小諸市）運営しております。

有料老人ホームでは、新型コロナウイルスの集団感染防止のため、入居者や社員の体調管理や衛生消毒を徹底するとともに、入居者のご家族との自由な面会を制限している状況であるため、ビデオ通話等を利用したオンライン面会のサービスを提供し、入居者のストレスや不安の軽減を継続して実施しております。

一方、デイサービスやショートステイサービスにおいては、お客様自身の外出自粛等による利用控えにより一部収益に影響がございましたが、特定介護施設の高い入居稼働率（95%超）により、売上・利益ともに前期実績を上回っております。

今後は、これまでに培った知識・経験を活かした同業他社へのコンサルビジネスにより、業容の拡大を進めてまいります。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は765,379千円（前連結会計年度比3.1%の増加）、セグメント利益（営業利益）は67,301千円（同9.6%の増加）となりました。

#### セグメント別売上高及びセグメント利益

セグメント	売上高	セグメント利益
美容サロン向けICT事業	1,355,766 千円	37,386 千円
中小企業向けビジネスサービス事業	321,256 千円	11,027 千円
介護サービス事業	765,379 千円	67,301 千円
その他	23,205 千円	13,641 千円
セグメント間消去	△3,360 千円	26 千円
合計	2,462,247 千円	129,382 千円

（注） 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は136,316千円となっております。主要なものは、美容サロン向けPOSレジ顧客管理システムであります。

なお、当連結会計年度において、重要な設備の除却又は売却はありません。

## (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

### ① 顧客数の増加を重視した新しい成長戦略への移行

当社グループは、「顧客数の増加を重視した新しい成長戦略」を推進してまいります。

また、コロナ禍により大きく変化した「新しい常識」（ニューノーマル）に対応するため、下記2点を重点目標とします。

- ・ 全員営業・サービスの実現

対面型販売・サービスに加えて、ICT活用による非対面型販売・サービスを実現する

- ・ 収益安定性を確保

課金型ストックビジネス推進によるユーザー数に比例した累積収益型モデル（サブスクリプション型）への移行

### ② ICTシステムの安定性の確保

ICT事業環境は、技術革新や変化のスピードが速く、情報漏えい・不正アクセスの増加など様々な脅威に、日々対応が求められます。一方、急速に普及しているスマートフォンやタブレット型、モバイル端末、ネットワーク等の利用環境の変化に対応し、これらを有効に活用できる商品に対する需要が高まるものと認識しております。

当社グループでは、多様化する利用シーンに応じた商品の開発・提供に積極的に取り組み、ICTシステムの安定性を確保してまいります。

③ 人材の確保と育成

当社グループが事業を拡大していくためには、各業務部門において、相応の専門性やスキルを有する優秀な人材の確保が重要な課題であると認識しております。

従来、組織を少数精鋭にとどめ、経験則重視のソリューションサービスを向上させておりました。そのため、従業員の新規採用も退職者の補充が中心となり、結果、社員のベテラン化と中堅・若手社員の比率に偏りがでております。よって、採用活動の強化による人材の採用、及び人材の教育・育成を進める方針であります。

④ 経営管理体制の強化（法令遵守、効率的な経営の仕組み）

当社グループは、コーポレート・ガバナンスを充実させ、法令遵守と効率的な経営の仕組みを機能させていくことは、重要な課題と認識しております。

特に、業容の拡大を進める上で、システムの拡充と業務の効率化は重要なテーマと認識し、事業規模に応じた少人数での効率的な運営を意識しつつ、ICT活用による全社的な管理システムの構築に努めてまいります。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 50 期 (平成29年10月期)	第 51 期 (平成30年10月期)	第 52 期 (令和元年10月期)	第 53 期 (当連結会計年度) (令和2年10月期)
売上高	2,572,783 千円	2,639,978 千円	2,767,019 千円	2,462,247 千円
経常利益	145,619 千円	176,459 千円	241,019 千円	131,146 千円
親会社株主に帰属する当期純利益	102,914 千円	109,767 千円	160,113 千円	71,678 千円
1株当たり当期純利益	72.61 円	75.97 円	110.81 円	49.61 円
総資産	3,287,651 千円	3,388,226 千円	3,474,616 千円	3,657,046 千円
純資産	1,952,249 千円	2,033,059 千円	2,159,887 千円	2,193,957 千円
1株当たり純資産額	1,351.06 円	1,407.02 円	1,494.84 円	1,518.46 円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき、また1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、発行済株式総数につきましては、自己株式数を控除した株式数によって算出しております。
2. 『『税効果会計に係る会計基準』の一部改正』（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第52期の期首から適用しており、第51期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

## ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 50 期 (平成29年10月期)	第 51 期 (平成30年10月期)	第 52 期 (令和元年10月期)	第 53 期 (当事業年度) (令和2年10月期)
売 上 高	1,851,875 千円	1,833,394 千円	1,899,243 千円	1,576,562 千円
経 常 利 益	78,574 千円	103,243 千円	165,319 千円	53,832 千円
当 期 純 利 益	62,041 千円	68,374 千円	119,480 千円	28,201 千円
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	43.77 円	47.32 円	82.69 円	19.52 円
総 資 産	2,289,155 千円	2,366,691 千円	2,473,976 千円	2,599,636 千円
純 資 産	1,705,028 千円	1,744,445 千円	1,830,641 千円	1,821,235 千円
1 株 当 たり 純 資 産 額	1,179.97 円	1,207.28 円	1,266.97 円	1,260.50 円

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき、また1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、発行済株式総数につきましては、自己株式数を控除した株式数によって算出しております。

## (6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
TBCシルバーサービス株式会社	50,000 千円	100 %	介護サービス事業
V I D株式会社	10,000 千円	100 %	美容サロン向け I C T事業

## (7) 企業集団の主要な事業セグメント

セグメント	事業内容
美容サロン向けICT事業	美容サロン向け顧客管理システム及び販売管理システム等の開発、販売、集客支援ツールの提供
中小企業向けビジネスサービス事業	BPO、職業紹介、ビジネスサービスの提供
介護サービス事業	介護付き有料老人ホームの運営、その他介護サービスの提供

## (8) 企業集団の主要拠点等

名称	所在地	名称	所在地
小山本社	栃木県小山市	広島オフィス	広島県広島市
東京本社	東京都中央区	福岡オフィス	福岡県福岡市
仙台オフィス	宮城県仙台市	みずき佐野	栃木県佐野市
栃木オフィス	栃木県小山市	あすか小諸	長野県小諸市
名古屋オフィス	愛知県名古屋	みずき館林	群馬県館林市
大阪オフィス	大阪府大阪市	V I D	福岡県福岡市

## (9) 使用人の状況

## ① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
214名(46名)	2名増(2名減)

- (注) 1. 使用人数欄の(外書)は、臨時雇用者の年間平均雇用人数であります。  
2. 臨時雇用者には、契約社員・パートタイム社員を含み、派遣社員を除いております。

## ② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
120名(19名)	3名減(一)	43.2歳	16.0年

- (注) 1. 使用人数欄の(外書)は、臨時雇用者の年間平均雇用人数であります。  
2. 臨時雇用者には、契約社員・パートタイム社員を含み、派遣社員を除いております。

(10) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入残高
株式会社足利銀行	258,580千円
株式会社筑波銀行	178,040千円
株式会社群馬銀行	158,580千円
株式会社常陽銀行	78,040千円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 5,200,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,444,857株 (自己株式375,143株を除く。)
- (3) 当事業年度年度末の株主数 1,376名
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
齋藤 静枝 任意後見人 齋藤 武士	524,728 株	36.32 %
香川 幸一	68,400 株	4.73 %
富国生命保険相互会社	68,000 株	4.71 %
MSIP CLIENT SECURITIES	66,900 株	4.63 %
安田 茂幸	40,520 株	2.80 %
東京海上日動火災保険株式会社	36,000 株	2.49 %
田中 秀幸	21,600 株	1.49 %
齋藤 武士	18,800 株	1.30 %
株式会社光通信	17,700 株	1.23 %
須田 忠雄	16,100 株	1.11 %

- (注) 1. 当社は自己株式375,143株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

### 4. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等

(令和2年10月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	安 田 茂 幸	TBCシルバーサービス株式会社 取締役
代表取締役副社長	長 島 秀 夫	スキヤットソリューション事業部 事業部長 V I D株式会社 取締役
取 締 役	荒 川 宏	ビジネスサービス事業部 事業部長
取 締 役	森 信 文	経営管理本部 本部長
取 締 役	富 岡 和 治	株式会社ディスクロージャー 代表取締役
取 締 役	石 川 昌 央	学校法人TBC学院 理事 副校長
常 勤 監 査 役	菊 田 清 友	TBCシルバーサービス株式会社 監査役
監 査 役	杉 浦 芳 幸	
監 査 役	西 尾 忍	西尾公認会計士事務所 所長 株式会社フジヤパートナーズ 代表取締役
監 査 役	吉 川 成 彰	株式会社国際ツーリストサロン 代表取締役

- (注) 1. 取締役富岡和治氏及び石川昌央氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役富岡和治氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 監査役西尾忍氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役杉浦芳幸氏、西尾忍氏及び吉川成彰氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5. 令和2年1月29日開催の第52回定時株主総会終結の時をもって、取締役齋藤悦代氏は任期満了により退任いたしました。

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役富岡和治氏及び石川昌央氏、並びに社外監査役杉浦芳幸氏、西尾忍氏及び吉川成彰氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の行為による損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

### (3) 取締役及び監査役の報酬等の額

#### ① 役員報酬の額の決定に関する方針

取締役報酬等の決定方針については取締役会決議により、監査役報酬等の決定方針については監査役協議により決定しております。なお、当社の役員報酬等につきましては、企業業績と企業価値の持続的な向上に資することを基本とし、優秀な人材の確保・維持が可能となり、当社役員に求められる役割と責任に見合った報酬水準及び報酬体系となるよう設計しております。

#### ② 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人数	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	7名 (2名)	67,690千円 (4,350千円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	16,950千円 (8,250千円)
合 計	11名 (5名)	84,640千円 (12,600千円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成15年1月29日開催の株主総会決議において年額150百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成26年1月29日開催の株主総会決議において年額24百万円以内と決議いただいております。
3. 期末現在の人員は、取締役6名、監査役4名であります。

#### ③ 社外役員が子会社から受けた役員報酬の総額 該当事項はありません。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職の状況	当社との関係
社外取締役 (非常勤)	富 岡 和 治	株式会社ディスクロージャー 代表取締役	当社との間には特別の関係はありません。
社外監査役 (非常勤)	西 尾 忍	西尾公認会計士事務所 所長 株式会社フジヤパートナーズ 代表取締役	当社との間には特別の関係はありません。

##### ② 当事業年度における主な活動内容

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役 (非常勤)	富 岡 和 治	当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、議案審議につき必要な発言を行っております。
	石 川 昌 央	社外取締役就任後開催の取締役会11回中11回に出席し、議案審議につき必要な発言を行っております。
社外監査役 (非常勤)	杉 浦 芳 幸	当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、議案審議につき必要な発言を行っております。 同様に、当事業年度開催の監査役会13回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。
	西 尾 忍	当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、議案審議につき必要な発言を行っております。 同様に、当事業年度開催の監査役会13回全てに出席し、公認会計士としての専門知識に基づき監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。
	吉 川 成 彰	社外監査役就任後開催の取締役会11回中11回に出席し、議案審議につき必要な発言を行っております。 同様に、社外監査役就任後開催の監査役会9回中9回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

区 分	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬の額	24,345千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	24,345千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

## 6. 剰余金の配当の決定に関する方針

当社は、株主に対する長期的に安定した利益還元を、重要課題の一つとして認識しております。当社では、剰余金の配当等を取締役会の決議をもって定めることができる旨を定款に定めており、連結業績、連結配当性向と今後の経営に係る施策等を総合的に勘案し、継続的かつ安定的に利益配分を行っていくことを基本方針としております。

当期（令和2年10月期）の配当につきましては、新型コロナウイルス感染症に伴う経済活動の影響に伴い売上・利益とも前年度実績を下回っております。しかし、当社の財政状態、配当性向等を総合的に勘案し、当期は前期の配当金1株当たり26円から6円減額し、1株当たり20円の配当とさせていただきますと存じます。

---

（注） 本事業報告中の記載数字は、金額及び株式数については表示単位未満を切り捨て、比率・1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額については、表示単位未満を四捨五入しております。

# 連結貸借対照表

(令和2年10月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>1,942,340</b>	<b>流動負債</b>	<b>674,115</b>
現金及び預金	1,574,769	買掛金	49,197
売掛金	236,320	短期借入金	200,000
商	24,171	1年内返済予定の長期借入金	83,680
仕掛品	51,426	未払費用	138,081
その他の	55,931	賞与引当金	70,763
貸倒引当金	△280	未払法人税等	24,693
<b>固定資産</b>	<b>1,714,706</b>	受注損失引当金	11,354
<b>有形固定資産</b>	<b>1,217,307</b>	その他の	96,344
建物及び構築物	1,885,064	<b>固定負債</b>	<b>788,973</b>
土地	342,737	長期借入金	389,560
その他の	162,255	役員退職慰労引当金	41,315
減価償却累計額	△1,172,750	退職給付に係る負債	325,689
<b>無形固定資産</b>	<b>305,336</b>	その他の	32,408
ソフトウェア	95,715	<b>負債合計</b>	<b>1,463,088</b>
ソフトウェア仮勘定	126,443	<b>(純資産の部)</b>	
のれん	81,509	<b>株主資本</b>	<b>2,193,957</b>
その他の	1,668	資本金	200,000
<b>投資その他の資産</b>	<b>192,062</b>	資本剰余金	277,158
繰延税金資産	145,052	利益剰余金	1,904,461
その他の	63,800	自己株式	△187,662
貸倒引当金	△16,790	<b>純資産合計</b>	<b>2,193,957</b>
<b>資産合計</b>	<b>3,657,046</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>3,657,046</b>

(注) この連結貸借対照表における記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(令和元年11月1日から  
令和2年10月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	2,462,247
売上原価	1,456,271
売上総利益	1,005,976
販売費及び一般管理費	876,594
営業利益	129,382
営業外収益	
受取利息及び配当金	21
投資有価証券売却益	1,046
貸倒引当金戻入額	240
施設利用料	1,861
助成金収入	1,200
その他	1,253
営業外費用	
支払利息	3,170
その他	688
経常利益	131,146
特別利益	
助成金収入	29,213
特別損失	
新型コロナウイルス関連損失	38,225
固定資産除却損	24
税金等調整前当期純利益	122,109
法人税、住民税及び事業税	39,366
法人税等調整額	11,065
当期純利益	71,678
親会社株主に帰属する当期純利益	71,678

(注) この連結損益計算書における記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(令和元年11月1日から  
令和2年10月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	200,000	277,158	1,870,350	△187,622	2,159,887	2,159,887
当期変動額						
剰余金の配当			△37,567		△37,567	△37,567
親会社株主に帰属 する当期純利益			71,678		71,678	71,678
自己株式の取得				△40	△40	△40
当期変動額合計	-	-	34,110	△40	34,070	34,070
当期末残高	200,000	277,158	1,904,461	△187,662	2,193,957	2,193,957

(注) この連結株主資本等変動計算書における記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示していません。

# 貸借対照表

(令和2年10月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>1,604,319</b>	<b>流動負債</b>	<b>424,382</b>
現金及び預金	1,370,511	買掛金	27,550
売掛金	137,524	未払金	18,550
商物品	22,997	未払費用	86,848
仕掛品	8,922	賞与引当金	45,230
貯蔵品	955	未払法人税等	5,115
前渡金	17,259	前受金	14,101
前払費用	10,695	預り金	3,056
その他の金	35,698	短期借入金	200,000
貸倒引当金	△247	受注損失引当金	11,354
<b>固定資産</b>	<b>995,317</b>	その他の	12,575
<b>有形固定資産</b>	<b>436,304</b>	<b>固定負債</b>	<b>354,018</b>
建物	1,005,018	退職給付引当金	297,502
構築物	36,201	役員退職慰労引当金	41,315
工具、器具及び備品	113,041	資産除去債務	15,201
土地	171,919		
減価償却累計額	△889,877	<b>負債合計</b>	<b>778,401</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>207,052</b>	<b>(純資産の部)</b>	
商標権	185	<b>株主資本</b>	<b>1,821,235</b>
ソフトウェア	79,915	資本金	200,000
ソフトウェア仮勘定	126,807	資本剰余金	277,158
電話加入権	144	資本準備金	143,198
<b>投資その他の資産</b>	<b>351,961</b>	その他資本剰余金	133,960
投資有価証券	10	<b>利益剰余金</b>	<b>1,531,738</b>
関係会社株式	185,041	利益準備金	15,656
出資金	390	その他利益剰余金	1,516,082
長期前払費用	2,743	繰越利益剰余金	1,516,082
繰延税金資産	129,820	<b>自己株式</b>	<b>△187,662</b>
破産更生債権等	162		
その他の	50,464	<b>純資産合計</b>	<b>1,821,235</b>
貸倒引当金	△16,670	<b>負債・純資産合計</b>	<b>2,599,636</b>
<b>資産合計</b>	<b>2,599,636</b>		

(注) この貸借対照表における記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(令和元年11月1日から  
令和2年10月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		1,576,562
売上原価		870,038
売上総利益		706,524
販売費及び一般管理費		657,522
営業利益		49,001
営業外収益		
受取利息及び配当金	4,063	
貸倒引当金戻入額	240	
投資有価証券売却益	1,046	
その他	508	5,858
営業外費用		
支払利息	339	
その他	688	1,027
経常利益		53,832
特別利益		
助成金収入	29,213	29,213
特別損失		
新型コロナウイルス関連損失	38,225	
固定資産除却損	24	38,250
税引前当期純利益		44,795
法人税、住民税及び事業税	2,825	
法人税等調整額	13,768	16,593
当期純利益		28,201

(注) この損益計算書における記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(令和元年11月1日から  
令和2年10月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	200,000	143,198	133,960	277,158	15,656	1,525,447	1,541,104
当期変動額							
剰余金の配当						△37,567	△37,567
当期純利益						28,201	28,201
自己株式の取得							
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△9,365	△9,365
当期末残高	200,000	143,198	133,960	277,158	15,656	1,516,082	1,531,738

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	
当期首残高	△187,622	1,830,641	1,830,641
当期変動額			
剰余金の配当		△37,567	△37,567
当期純利益		28,201	28,201
自己株式の取得	△40	△40	△40
当期変動額合計	△40	△9,406	△9,406
当期末残高	△187,662	1,821,235	1,821,235

(注) この株主資本等変動計算書における記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

令和2年12月15日

株式会社ティビィシー・スキヤット  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 齋藤 哲 ㊟

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石田 宏 ㊟

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ティビィシー・スキヤットの令和元年11月1日から令和2年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ティビィシー・スキヤット及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

令和2年12月15日

株式会社ティビィシー・スキヤット  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 齋藤 哲 ㊟  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石田 宏 ㊟  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ティビィシー・スキヤットの令和元年11月1日から令和2年10月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会監査報告書

当監査役会は、令和元年11月1日から令和2年10月31日までの第53期事業年度の取締役の職務の執行に關して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘する事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和2年12月21日

株式会社ティビィシー・スキヤット 監査役会

常勤監査役	菊田清友	㊟
監査役	杉浦芳幸	㊟
監査役	西尾忍	㊟
監査役	吉川成彰	㊟

(注) 監査役 杉浦芳幸、西尾忍及び吉川成彰は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上



